

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】【申請受付要項】

※第1期（令和5年1月分～令和5年9月分）に引き続き、
第2期（令和5年10月分～令和6年5月分）の申請受付を開始します！

【申請期間】

- (1) 令和5年10月使用分（11月検針分）～12月使用分（令和6年1月検針分）
令和6年1月25日（木）～2月29日（木）（締切り当日消印有効）
- (2) 令和6年1月使用分（2月検針分）～5月使用分（6月検針分）
令和6年5月27日（月）～7月31日（水）（締切り当日消印有効）

※ただし、(1)の申請期間中に申請ができなかった場合は、(2)の申請期間中に
(1)と(2)の電気料金を一括して申請することも可能です。

【申請方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で郵送してください。
- ・持参による申請はできません。

<宛先> 〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6 JTB高松ビル 地下1階
特別高圧電気料金高騰対策支援金 事務局 宛

《申請前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

令和6年6月17日（月）以降の宛先は以下のとおりです。
〒760-0029 高松市丸亀町 8-23
丸亀町グリーン東館3階

【申請書類の入手方法】

特別高圧電気料金高騰対策支援金事務局のホームページ（<https://kagawa-denkishien.com>）又は香川県ホームページから必要書類をダウンロードして下さい。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は、下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

特別高圧電気料金高騰対策支援金コールセンター ☎087-822-0832
開設期間：令和6年1月25日（木）～7月31日（水） 9時～17時30分（平日のみ）

適正な申請をお願いします。

この支援金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、支援金全額の即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項・・・p. 1～p. 7
記載例・・・p. 8～p. 11

※申請書等の様式は、この要項の最後に添付しています。

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】 (令和5年10月分～令和6年5月分) 【申請受付要項】

1 趣旨

電気料金高騰の影響を受けている特別高圧契約で受電する中小企業等に対し、電気料金の一部を助成するため、香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】(以下「支援金」という。)を支給するものです。

2 支給対象者・支給対象期間・支給要件

【支給対象者】

次のいずれかに該当する事業者とします。

①香川県内に所在する事業所において、特別高圧の電力契約により電力供給を受けている中小企業(※)

②特別高圧の電力契約により電力供給を受けている香川県内の商業施設等に入居する中小企業(※)、その他の法人、個人事業主

(※)中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者とします。

【中小企業者の定義】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

中小企業基本法上の「製造業、建設業、運輸業、その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のどの業種に分類されるのかを判断する際には、別表(p.5)をご覧ください。

【支給対象期間】

支給対象期間は、令和5年10月使用分(11月検針分)から令和6年5月使用分(6月検針分)までとします。

【支給要件】

支給要件は、申請日時点において県内で事業を行っており、今後も県内で事業を継続する意思を有することとします。

【支給対象外となる場合】

以下の（ア）～（エ）のいずれかに該当する事業者は、支援金の支給対象となりません。

（ア） 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体

（イ） みなし大企業（次の①～⑤のいずれかに該当する者）

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（ウ） 香川県補助金等交付規則第5条の2各号（※）に掲げる者

（※） 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

（1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（エ） 既に支給対象期間にかかる支援金の支払いを受けた事業者（2回に分けて申請する場合、2回目の申請で1回目の支給対象期間を重複して申請しないようにしてください。）

（オ） （ア）～（エ）に掲げる者のほか、支払いすることが適当でないことと知事が認める者

3 支援金の額

○ 支援金の額は、次の額とします。

- | | |
|-------|--|
| 支援金の額 | (1) 令和5年10月使用分(11月検針分)～
令和6年4月使用分(5月検針分)
1.8円/kWh × 使用電力量(kWh) |
| | (2) 令和6年5月使用分(6月検針分)
0.9円/kWh × 使用電力量(kWh) |

※1円未満の端数は切り捨てます

「〇月使用分」は検針日の属する月によって判断します

例：1/25～2/24の使用電力量を2/25に検針 → 1月使用分(2月検針分)

4 申請に必要な書類

申請書類は、A4の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

添付する書類の写しについても、可能な限りA4サイズでお願いします。

※第1期に本支援金を受給した事業者は、変更等がなければ(2)、(3)、(5)は省略可能です。

(1) 香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】申請書(第1号様式)【記載例 p. 8～9】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- ・ダウンロードした申請様式(Excel)に使用電力量(kWh)を入力すると、支援金請求額が自動で計算されます。
- ・手書きの場合は、ペン又はボールペンで記載してください(消せるボールペンは不可)。

(2) 法人の場合：履歴事項全部証明書の写し

個人事業主の場合：税務署に提出した直近の確定申告書類の写し【参照 p. 6～7】及び本人確認書類の写し

- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しをご提出ください。
- ・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。
マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

(3) 支給対象期間に特別高圧の電力契約により電力供給を受けていることが確認できる書類(商業施設等に入居する者である場合、入居している商業施設等の特別高圧の電力契約が確認できる書類及びその者が入居していることが確認できる書類) ※電力会社の請求書の写し、入居契約書の写し等

(4) 支給対象期間の使用電力量(実績値)が確認できる書類 ※電力会社の請求書の写し、商業施設等の請求書の写し等

<p>(5) 支援金の振込口座の通帳等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義の口座に限ります。 ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。
<p>(6) 誓約書（第2号様式）【記載例 p. 10】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。
<p>(7) チェックリスト【記載例 p. 11】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。

5 申請書の審査

- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類が全てそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、支援金を支払いできませんのでご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果、支援金の支払いの可否を決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あてに送付します。

6 支援金の支払い

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・ 支援金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケントクベツコウアツデンキリョウキンコウトウタイサクジギョウシエンキン」です。

なお、支援金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

7 関係書類の保管等

- ・ 支援金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本等を5年間保存し、県から提出等の求めがあった時はこれに応じてください。

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	下記以外の全て
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業） 中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（飲食料品卸売業） 中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機械器具卸売業） 中分類 5 5（その他の卸売業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業） 中分類 3 9（情報サービス業） 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業） 小分類 4 1 2（音声情報制作業） 小分類 4 1 5（広告制作業） 小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業） 中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 5（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業＜他に分類されないもの＞）
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業） 中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（飲食料品小売業） 中分類 5 9（機械器具小売業） 中分類 6 0（その他の小売業） 中分類 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店） 中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）

添付書類の見本

●「4 申請に必要な書類」のうち、「(2) 個人事業主の場合：税務署に提出した直近の確定申告書類の写し」の見本は、以下のとおりです。

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」

※マイナンバー（個人番号）の部分全てを黒塗りしてください

令和 〇 年 〇 月 〇 日 令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B FA2200

住所 個人番号 [黒塗り] フリガナ 氏名 職業 番号・種別 世帯主との続柄

税務署 受付印

収入金額等
 不動産所得 1
 配当所得 2
 雑所得 3
 総合課税 4
 一時所得 5

所得金額等
 事業所得 1
 不動産所得 2
 配当所得 3
 雑所得 4
 総合課税 5
 一時所得 6
 社会保険料控除 7
 小規模企業共済等掛金控除 8
 生命保険料控除 9
 地震保険料控除 10
 寡婦、ひとり親控除 11
 勤労学生、障害者控除 12
 配偶者、扶養控除 13
 基礎控除 14
 雑損控除 15
 医療費控除 16
 寄附金控除 17
 合計 18

令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書B FA2300

住所 氏名

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類 種別 給与などの支払者の名称・所在地等 収入金額 源泉徴収税額

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (13)

所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額

特別適用条法等

配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名 個人番号 続柄 生年月日 障害者 国外居住 住民税 その他

配偶者 明大 昭平 . . . (障) (特) (外) (年) (16) (期) (業)

事業専従者に関する事項 (55)

事業専従者の氏名 個人番号 続柄 生年月日 従事月数・程度・仕事の内容 専従者給与(控除額)

住民税・事業税に関する事項

住民税 非上場株式の少額配当等を含む相当所得の金額 非居住者 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付 都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象) 共同基金、日赤 その他の寄附 都道府県 条例指定寄附 市区町村 条例指定寄附

事業税 非課税所得など 所得金額 利益通算の特例適用前の不動産所得 前年中の(廃業)開始・廃止月日 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 事業用資産の譲渡損失など 他都道府県の事務所等

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所 住所 所得税で控除対象配偶者などとした専従者の氏名 給与 一連番号

第二表 (令和二年分以降) 保険料控除等に関する事項 (13~16) 本人に関する事項 (17~20) 雑損控除に関する事項 (26) 寄附金控除に関する事項 (28)

記載例

(※) 受付番号は支援金事務局が記入します

受付番号	
------	--

申請日	令和	6	年	1	月	25	日
-----	----	---	---	---	---	----	---

香川県知事 殿

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】申請書

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】支給要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記入してください。

申請者の種別（いずれかに記入）	支給通知等の送付先 (右のいずれかに✓)	住所 (法人の本店所在地)	〒 163 — 8001	東京	都・道 府・県	新宿	市・区 郡									
		〇〇町〇丁目〇-〇〇														
	✓	特別高圧を受電する事業所の所在地	〒 760 — 8570	香川県	高松	市・郡										
	〇〇町〇丁目〇-〇〇															
	フリガナ		カブシキガイシャマルマル													
	法人名		株式会社〇〇													
	フリガナ		カガワ タロウ													
	代表者職・氏名		代表取締役 香川 太郎													
	業種		製造業、建設業、運輸業その他の業種	資本金の額又は出資の総額	10,000,000	円	常時使用する従業員の数	30	人							
	法人番号 (13桁)			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	フリガナ		カガワ ジロウ	電話番号		087 — 123 — 4567										
	担当者氏名		香川 次郎	Fax		087 — 123 — 8912										
	担当者メールアドレス		abcdefg@mail.com													
	個人事業主の場合	住所 (代表者の自宅住所)	〒 — —			都・道 府・県			市・区 郡							
		フリガナ			フリガナ			生年月日	T. S. H.							
店名・屋号				氏名			生年月日	年 月 日								
電話番号		— —	Fax		— —											
メールアドレス																

【支援金請求額】

(1) 令和5年10月使用分(11月検針分)～12月使用分(令和6年1月検針分)の電気料金

申請期間：令和6年1月25日(木)～2月29日(木)

支給時期：審査終了後、令和6年3月中までを目途に随時支給します。

(2) 令和6年1月使用分(2月検針分)～5月使用分(6月検針分)の電気料金

申請期間：令和6年5月27日(月)～7月31日(水)

支給時期：審査終了後、令和6年8月中までを目途に随時支給します。

※ ただし、(1)の申請期間中に申請ができなかった場合は、(2)の申請期間中に(1)と(2)の電気料金を一括して申請することも可能です。

①使用電力量の欄にkWh数を入力すると、各月の支援額と支援金請求額(各月の支援額の合計)が自動で計算されます。

(1)と(2)を一括で請求する場合は、✓

対象月	令和5年10月使用分 (11月検針分)	令和5年11月使用分 (12月検針分)	令和5年12月使用分 (1月検針分)
①使用電力量(kWh)	1,234.56kWh	2,345.67kWh	3,456.78kWh
②単価	1.8円	1.8円	1.8円
支援額(①×②)	2,222円	4,222円	6,222円

★計算方法について

各月の①使用電力量(kWh)に②単価を乗じて、1円未満の端数を切り捨てた金額を各月の支援額とし、各月の支援額の合計を支援金請求額としてください。

支援金請求額(各月の支援額の合計)
37,665円

対象月	令和6年1月使用分 (2月検針分)	令和6年2月使用分 (3月検針分)	令和6年3月使用分 (4月検針分)	令和6年4月使用分 (5月検針分)	令和6年5月使用分 (6月検針分)
①使用電力量(kWh)	1,234.56kWh	2,345.67kWh	3,456.78kWh	4,567.89kWh	4,567.89kWh
②単価	1.8円	1.8円	1.8円	1.8円	0.9円
支援額(①×②)	2,222円	4,222円	6,222円	8,222円	4,111円

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名	〇〇銀行								
支店名	△△支店								
金融機関コード	0	1	2	3	支店コード	1	2	3	
預金種目 (いずれかに✓)	✓	普通			当座				
口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	カ) マルマル								
口座名義	株式会社〇〇								

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

記載例

受付番号

【誓約書】

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。
(参考) 香川県補助金等交付規則
第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。
(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 営業に関して必要な許認可等を全て取得しています。
- 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、支援金の全額を即時返還するとともに、加算金等の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- 申請日時点において県内で事業を行っており、今後も県内で事業を継続する意思を有しています。
- 香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】支給要綱第2条第1項第3号に規定するみなし大企業ではありません。
(参考) みなし大企業
① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- 同一の内容で、本支援金以外の補助事業等と重複して申請していません。

香川県知事 殿

令和6年 月 日

株式会社〇〇

代表者職名・氏名 代表取締役 香川 太郎

(申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)

記載例

(※) 受付番号は支援金事務局が記入します

【チェックリスト】

<input type="checkbox"/>	第1期に本支援金を 受給済
--------------------------	------------------

受付番号

●申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。

提出	事務局 使用欄	【提出書類】
(1) 香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】申請書(第1号様式)		
✓		すべての必要項目を記載し、記載漏れがないことを確認した。
✓		支援金請求額が正しいことを確認した。 ★計算方法について <u>各月の使用電力量(kWh)に支援単価を乗じて、1円未満の端数を切り捨てた金額を各月の支援額とし、各月の支援額の合計を支援金請求額とする。</u>
✓		2回目の申請の際、1回目の支給対象期間を重複して記載していない。
✓		手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。(消せるボールペンは不可)
(2) 申請者の確認書類 ※第1期に受給済で変更等がない場合は省略可能		
【法人の場合】		
✓		履歴事項全部証明書の写し
【個人事業主の場合】		
□		税務署に提出した直近の確定申告書類の写し ※マイナンバーの部分を全て黒塗りしている
□		本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等) ※申請書(第1号様式)の現住所と一致している。 ※ <u>マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。</u>
(3) 特別高圧の電力契約に関する書類 ※第1期に受給済で変更等がない場合は省略可能		
【単独で受電している場合】		
□		支給対象期間に特別高圧の電力契約により電力供給を受けていることが確認できる書類
【商業施設等に入居する者である場合】		
✓		入居している商業施設等の特別高圧の電力契約が確認できる書類
✓		申請者が入居していることが確認できる書類
(4) 支給対象期間の使用電力量(実績値)が確認できる書類		
✓		例: 電力会社の請求書の写し、入居している商業施設等の請求書の写し
(5) 支援金の振込口座の通帳等の写し ※第1期に受給済で変更等がない場合は省略可能		
✓		振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。
✓		通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。(インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷)
(6) 誓約書(第2号様式)		
✓		申請者(法人の場合はその代表者)が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。

金融機関コード一覧(金融機関コード)

種別	金融機関名	金融機関コード	支店	
			支店名	コード
1 地方銀行	百十四銀行	0173	※支店一覧は、(その2)①参照	
			※支店一覧は、(その2)②参照	
			※支店一覧は、(その2)③参照	
	阿波銀行	0172	高松	501
			丸亀	511
	伊予銀行	0174	高松	500
			坂出	501
			丸亀	502
			高松東	503
			観音寺	504
	四国銀行	0175	高松	401
			高松南	402
			坂出	403
			丸亀	404
善通寺			405	
観音寺			407	
伏石			412	
徳島大正銀行	0572	高松	014	
		丸亀	019	
愛媛銀行	0576	高松	071	
		坂出	072	
		丸亀	073	
		観音寺	074	
高知銀行		0578	高松	051

種別	金融機関名	金融機関コード	支店	
			支店名	コード
2 都市銀行	みずほ銀行	0001	高松法人	088
			高松	647
	三菱UFJ銀行	0005	高松	488
			高松中央	620
			三井住友銀行	674
3 信託銀行	あおぞら銀行	0398	高松	811
			三井UFJ信託銀行	770
			三井住友信託銀行	871
4 信用金庫	高松信用金庫	1830	※支店一覧は、(その2)④参照	
	観音寺信用金庫	1833	※支店一覧は、(その2)⑤参照	
	信金中央金庫	1000	四国	018
	香川県信用組合	2721	※支店一覧は、(その2)⑥参照	
5 信用組合	朝銀西信用組合	2672	香川	006
			ゆうちょ銀行	9900
6 ゆうちょ銀行	香川県農業協同組合	8332	※支店一覧は、(その2)⑧参照	
			西日本信用農業協同組合連合会	9486
9 商工中金	商工組合中央金庫	2004	高松	371

金融機関コード一覧(支店コード)

金融機関名	金融機関コード	
②香川銀行	0573	
支店名	支店コード	支店コード
本店営業部	100	川島支店
南新町出張所	101	県庁支店
兵庫町支店	102	三本松支店
栗林支店	103	津田支店
東支店	104	志度支店
通町支店	105	長尾支店
香西支店	106	滝宮支店
西宝町支店	107	小豆島支店
屋島支店	108	内海支店
仏生山支店	109	白鳥支店
木太支店	110	三木支店
高田支店	111	坂出支店
今里支店	112	宇多津支店
中央市場支店	113	丸亀支店
勸使支店	114	多度津支店
二条支店	115	普通寺支店
水田支店	117	善平支店
国分寺支店	118	詫間支店
岡本支店	119	観音寺支店
浅野支店	120	飯山支店
湯元支店	123	丸亀西支店
円座支店	125	郡家支店
鶴市出張所	126	高瀬支店
空港口支店	128	南出張所
宮脇町出張所	129	坂出東支店
源平通出張所	130	滝灘支店
福岡町支店	131	観音寺東支店
伏石支店	132	土器町出張所
		綴歌支店

金融機関名	金融機関コード	
③中国銀行	0168	
支店名	支店コード	支店コード
高松	501	坂出支店
高松南	502	丸亀支店
高松東	503	多度津支店
志度支店	504	普通寺支店
津田支店	505	善平支店
三本松支店	506	詫間支店
長尾支店	508	観音寺支店
川東支店	509	国分寺支店

金融機関名	金融機関コード	
①百十四銀行	0173	
支店名	支店コード	支店コード
本店営業部	101	丸亀支店
振込支店	180	城西支店
高松支店	201	普通寺支店
栗林支店	202	善平支店
東支店	203	多度津支店
西支店	204	滝灘支店
田町支店	205	須田出張所
高松駅前出張所	206	詫間支店
県庁支店	207	高瀬支店
高松市役所支店	208	山本支店
瓦町支店	210	仁尾支店
宮脇支店	211	観音寺支店
松福支店	212	大野原支店
中央市場支店	213	豊浜支店
桜町出張所	214	観音寺東部支店
木太支店	218	三野町支店
太田支店	219	ゆめタウン高松出張所
屋島支店	220	鶴尾出張所
仏生山支店	221	伏石支店
香西支店	222	鬼無出張所
円座支店	223	畑田出張所
八栗支店	224	鹿治出張所
志度支店	225	古高松支店
三木支店	226	医大前出張所
川島支店	227	水田支店
綾南支店	228	端岡出張所
国分寺支店	229	浅野出張所
空港口支店	230	坂出市役所出張所
直島支店	231	丸亀東支店
内海支店	241	丸亀南支店
土庄支店	242	塩屋出張所
引田支店	251	県部出張所
白鳥支店	252	財田代理店
三本松支店	253	観音寺市役所出張所
津田支店	254	一宮出張所
長尾支店	255	鶴市出張所
高田支店	256	観音寺南支店
坂出支店	261	丸亀市役所出張所
坂出駅前支店	262	醍醐化センター出張所
駒止支店	263	さぬき市役所出張所
飯山支店	264	フジグラン丸亀出張所
宇多津支店	265	Eiテイエム総括支店

金融機関名	金融機関コード
④高松信用金庫	1830
支店名	支店コード
本店営業部	020
栗林支店	021
西通町支店	022
八木山支店	024
片原町支店	025
花園支店	026
屋島支店	028
木太支店	029
元山支店	030
レインボースタイル支店	031
坂打支店	032
仏生山支店	036
一宮支店	038
太田支店	040
空港口支店	045
三本松支店	046
国分寺支店	047
三木支店	050
土庄支店	051
坂出支店	052
総度支店	053
坂出東支店	055
宇多津支店	058
丸龜城西支店	059
丸龜支店	060
善通寺支店	062
琴平支店	063
多度津支店	064
丸龜南支店	070
観音寺支店	071
高瀬支店	072

金融機関名	金融機関コード
⑤観音寺信用金庫	1833
支店名	支店コード
本店営業部	001
港支店	002
豊浜支店	003
高瀬支店	004
大野原支店	005
山本支店	006
詫間支店	007
仁尾支店	008
南支店	009
豊中支店	010
三野支店	011
坂田支店	012
国通支店	013
茂木支店	014
丸龜支店	015
坂出支店	016
四国中央支店	017

金融機関名	金融機関コード
⑥香川県信用組合	2721
支店名	支店コード
本店営業部	001
栗林支店	002
新橋支店	003
屋島支店	006
仏生山支店	007
門座支店	008
川原支店	009
長尾支店	010
中央支店	011
三本松支店	012
坂出支店	013
丸龜支店	014
善通寺支店	015
観音寺支店	016
高瀬支店	017
土庄支店	018
総度支店	020

金融機関名	金融機関コード
⑦ゆちよ銀行	9900
支店名	支店コード
〇〇八	008
〇〇八	018
〇〇九	019
〇二八	028
〇二九	029
〇三八	038
〇三九	039
〇四八	048
〇四九	049
〇五八	058
〇五九	059
〇六八	068
〇六九	069
〇七八	078
〇七九	079
〇八八	088
〇八九	089
〇九八	098
〇九九	099
一〇八	108
一〇九	109
一一八	118
一一九	119
一二八	128
一二九	129
一三八	138
一三九	139
一四八	148
一四九	149
一五九	159
一六九	169
一七九	179
一八九	189
一九九	199
二〇八	208
二〇九	209
二一八	218
二一九	219
二二八	228
二三九	229
二三八	238
二三九	239
二四八	248
二四九	249
二五九	259
二六九	269
二七九	279
二八九	289
三一一	311
三二八	328
三三八	338
四〇八	408
四二八	428
四三八	438
四四八	448
四五八	458
四六八	468
四七八	478
五一一	511
五二八	528
五三八	538
五五八	558
六一八	618
六二八	628
六三八	638
六四八	648
七〇八	708
七二八	728
七三八	738
七四八	748
七五八	758
七六八	768
七七八	778
七八八	788
七九八	798
八一八	818
八二八	828
八三八	838
八四八	848
八五八	858
八六八	868
九〇八	908
九一八	918
九二八	928
九三八	938
九四八	948
九五八	958
九六八	968
九七八	978
九九八	988
九九八	998
高松出張所	630
丸龜出張所	631

金融機関名 金融機関コード

8332

支店名

支店コード

支店名	支店コード	支店コード
本店	001	434
相生支店	101	435
引田支店	102	436
白鳥支店	107	451
響水支店	132	452
大内丹生支店	133	454
富田支店	152	458
石田支店	154	471
大川彦田出張所	155	472
岸尾支店	156	481
津田支店	172	482
嶋部支店	174	483
嶋庄支店	175	484
志度支店	176	501
三木町支店	200	505
田中支店	204	506
水上支店	205	531
井戸出張所	207	533
川東支店	232	534
橋江支店	234	535
香南支店	236	550
香川浅野支店	238	551
直島支店	251	553
林支店	261	558
川添支店	262	559
川島支店	263	570
高松南部十河支店	264	576
樋田支店	265	580
前田支店	267	581
高田出張所	269	583
高松市中央一宮支店	301	601
仏生山支店	302	610
多肥支店	303	611
三谷支店	304	612
木太支店	306	614
鶴尾支店	307	615
古高松支店	313	616
屋島支店	314	617
牟礼支店	315	642
備治支店	316	662
木太北部出張所	317	665
堀上支店	341	703
琴町支店	342	706
篠町支店	344	708
高松市木田支店	351	724
川岡出張所	371	741
巴摩支店	372	761
檀紙支店	373	762
高松市西部鬼無支店	374	763
弦打支店	375	764
香西支店	376	765
下笠居支店	377	767
檀紙北出張所	378	769
内海支店	403	801
苗羽支店	404	802
福田支店	406	803
池田支店	420	804
土庄支店	431	805
豊浜支店		821